

家庭用新エネルギー普及支援について

家庭への新エネルギー導入促進のため、設置者が普及啓発活動に協力することを条件として、住宅用太陽光発電や小型風力発電等の導入を支援します。補助金の申請をするには、事前に応募が必要です。

設置者の普及啓発活動への協力を条件として、家庭の新エネルギー導入を支援します。

普及啓発への協力

- ・新エネサポーター証（ステッカー）の自宅玄関等への掲示
- ・三重県ホームページ等への設置写真や設置体験談の掲載
- ・三重県またはいなべ市への情報提供、アンケート等への協力



住宅用太陽光発電に加えて、家庭用の新エネ・省エネ機器も補助対象とします。



住宅用太陽光発電の導入（6万円/件）

太陽光発電とあわせて省エネ型給湯器※1の導入（2万円加算）

太陽光発電とあわせて家庭用コージェネレーション※2の導入（5万円加算）

小型風力発電の導入（6万円/件）

※1 省エネ型給湯器:CO2冷媒ヒートポンプ給湯器(愛称エコキュート)
 ※2 家庭用コージェネレーション:家庭用ガスエンジン給湯器(愛称エコウィル)

問い合わせ先……北勢庁舎 生活環境課 ☎72-3946 FAX72-3748

浄化槽を設置されているみなさんへ

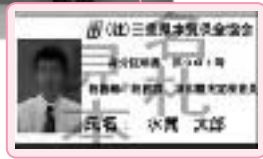


浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する施設です。正しい管理を怠ると汚れた水が川や海をよごしていきます。そのため、私たちの身近な環境を守るため、浄化槽法で、①保守点検、②清掃、③法定検査（年1回）の実施が義務付けられています。

そのうち、③法定検査は、県知事の指定を受けた社団法人三重県水質保全協会が実施します。県内唯一の業者同協会から検査のご案内が送付されますので検査を受けてください。

いなべ市において、員弁地区は4月～6月、北勢地区・藤原地区は5月～6月、大安地区は1月～3月に法定検査を実施いたします。

◎もし、使用廃止された浄化槽について、案内が届いた場合がありましたら、同協会までご連絡をお願いします。



問い合わせ先……社団法人 三重県水質保全協会 ☎059-226-0010(検査部)